

5-1 安心・快適な給水の確保

■水質管理の強化・充実

①安全でおいしい水の推進

【事業の趣旨】

安全でおいしい水をお届けするために、水質検査計画を策定し、検査項目や検査回数、検査地点を定め、適切な水質検査を行っています。

【事業の概要】

水質検査計画の策定と公表

水道法の規定により水質検査計画を策定し、その計画に基づいた水質検査を実施しています。水質検査結果については、市のホームページで公表してまいりましたが、今後は検査結果に加え、水質検査計画についてもホームページで公表していきます。



水質検査（イメージ）

■鉛給水管の更新

②鉛給水管の更新

【事業の趣旨】

鉛に関する水質基準値が強化されたことから、計画的に鉛給水管を更新します。

【事業の概要】

鉛給水管の更新事業

老朽配水管に接続する鉛給水管は、老朽管の更新整備に併せ、計画的に更新します。また老朽管以外に接続する鉛給水管は、他の公共工事との連携を図るとともに、優先順位を定めて更新します。（平成20年度更新完了予定）

■水道管路の整備

③水道管路の整備

【事業の趣旨】

水圧・水量の安定化や水質管理面におけるレベル向上、災害発生時の迅速な対応、及び水道管路の維持管理の効率化を踏まえた施設整備を進めます。

【事業の概要】

水道管路の整備

管路の整備については管路網の形成をはじめ、総合病院までの管路などは耐震化を進め、災害発生時にも迅速な給水対応が出来るような水道管路の整備を進めます。

■直結給水の拡大

④直結給水方式の拡大

【事業の趣旨】

受水槽方式の給水に比べ、お客さまがより安心して快適に利用できる直結給水方式の拡大を図ります。

【事業の概要】

直結給水方式のPR

直結給水方式は、お客様にとって水質不安の解消や長期的な維持管理費の抑制などのメリットがあります。本市では4階建てまでのビルやマンション等の新築・改築時には可能な範囲で直結給水方式への移行を推奨し、市のホームページや広報誌等によりPRに努めます。

■貯水槽水道の管理

⑤貯水槽水道の管理

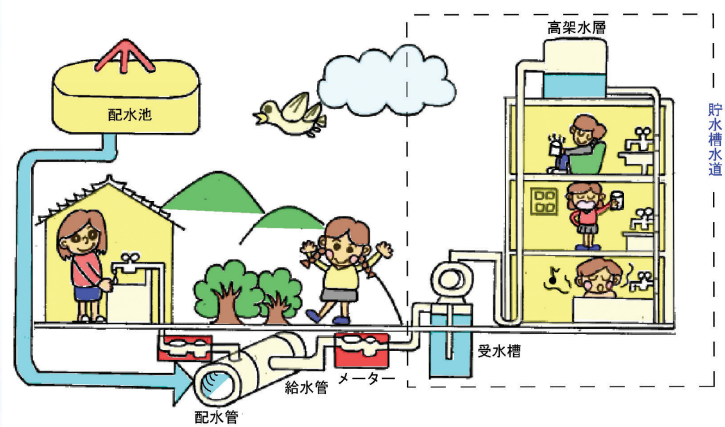
【事業の趣旨】

貯水槽水道の管理について、設置者に対して適正な管理を求めることができました。ビルやマンション等の貯水槽水道を利用するお客さまにも、常に安心して水を使っていただけるよう、貯水槽水道の適正管理を指導していきます。

【事業の概要】

貯水槽水道の適正管理

貯水槽水道を所有又は管理するお客さまに対し、水質の適正管理などについての呼びかけ、指導及び助言を行います。また貯水槽水道を利用するお客さまに対しては、維持管理に関する情報提供を行います。



【安心・快適な給水に関する業務指標】

指標 No	業務指標項目	H16	H17	H18	H28 (目標値)
1102	水質検査箇所密度 (箇所/100km ²)	2.2	2.2	2.2	<u>2.2</u>
1104	水質基準不適合率(%)	0	0	0	<u>0</u>
1106	塩素臭から見た おいしい水の達成率(%)	0	75	25	<u>100</u>

塩素臭から見たおいしい水達成率＝[1－(年間残留塩素最大濃度－残留塩素水質管理目標値)／残留塩素水質管理目標値]×100
(単位 %)